

## 変動金利定期預金規定

### 変動金利定期預金規定

#### 1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

#### 2. (利息)

(1) 複利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（後記7.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって6ヶ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。単利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）および通帳（証書）記載の中間利払利率（後記7.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として各中間利払日以後に指定口座に入金します。

② 中間利払日数および通帳（証書）記載の利率（後記7.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

#### 3. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するとき、または、元金のみをもって書替継続をし利息を同一名義の預金口座へ入金するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。

(3) 前記(2)の預金の解約の手続きに加え、当該預金の元利金の支払いを受けることに

ついて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを  
求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるま  
では払戻しを行いません。

#### 自動継続変動金利定期預金規定

#### 4. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に  
自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその6ヶ月後の応当日を満期日  
とする自由金利型定期預金、または、自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率  
に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率  
を加減する方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率につ  
いて、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、そ  
の定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申  
し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

#### 5. (利息)

- (1) 複利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）  
記載の利率（後記7.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金に  
ついては前記4.(2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって  
6ヶ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日以後に指定口  
座に入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。  
ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書  
に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

単利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、  
次のとおり支払います。

- ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応当日を「中  
間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの  
日数（以下「中間利払日数」という。）および通帳（証書）記載の中間利払利率（後  
記7.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の  
預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点  
第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」と  
いう。）を利息の一部として各中間利払日以後に指定口座に入金します。
- ② 中間利払日数および通帳（証書）記載の利率（後記7.により利率を変更したとき  
は、変更後の利率。継続後の預金については前記4.(2)の利率。以下、これらをそ  
れぞれ「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日か

ら満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間払日がある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日以後に指定口座に入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。

③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

## 6. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出してください。

(3) 前記(2)の預金の解約の手続きに加え、当該預金の元利金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

## 共通規定

### 7. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続したときはその継続日。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6ヶ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金、または、自由金利型定期預金（M型）の店頭表示に利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加減する方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

### 8. (付利単位、満期日前解約)

(1) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(2) 複利型のこの預金を第3条第1項および第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

A. 6ヶ月未満・・・・・・解約日における普通預金の利率

- B. 6ヶ月以上1年未満・・・約定利率×40%
- C. 1年以上1年6ヶ月未満・約定利率×50%
- D. 1年6ヶ月以上2年未満・約定利率×60%
- E. 2年以上2年6ヶ月未満・約定利率×70%
- F. 2年6ヶ月以上3年未満・約定利率×90%

(3) 単利型のこの預金を第3条第1項および第6条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

- ① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ② 預入日の6ヶ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。
  - A. 1ヶ月以上1年未満・・・約定利率×50%
  - B. 1年以上3年未満・・・約定利率×70%

以 上